

京都市職員給与条例施行細則等の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月22日

京都市長 門川大作

京都市規則第66号

京都市職員給与条例施行細則等の一部を改正する規則

(京都市職員給与条例施行細則の一部改正)

第1条 京都市職員給与条例施行細則の一部を次のように改正する。

第15条の2第2項中「307,800円」を「309,200円」に改める。

「

62
63
64
65
65
66
66
67

」を「

61
62
62
63
63
64
64
65

」に改め、

別表第6-1中「

26
26
27
27
28
28
29
29
30
30

」を「

25
26
26
26
26
27
27
27
27
28

」に改め、

同表2中

3 1
3 1
3 2
3 2
3 3
3 3
3 4
3 4
3 5

を

2 8
2 8
2 8
2 9
2 9
2 9
3 0
3 0
3 1

に、

」

」

「

「

4 9
4 9
4 9
4 9
5 0
5 0
5 0
5 0
5 1
5 1
5 1
5 1
5 2
5 2
5 2
5 2
5 3

を

4 8
4 8
4 9
4 9
4 9
4 9
4 9
4 9
5 0
5 0
5 0
5 0
5 1
5 1
5 1
5 1
5 1

に、

」

」

「

4 3
4 3
4 4
4 4
4 5
4 5
4 6
4 6
4 6
4 6
4 7
4 7
4 7
4 7
4 8
4 8
4 8

」

「

4 2
4 2
4 3
4 3
4 3
4 3
4 4
4 4
4 4
4 4
4 5
4 5
4 5
4 5
4 6
4 6
4 7

」

を

に改め、同表5中

「

3 8
3 9
4 0
4 1
4 2
4 3
4 4
4 5
4 5

を

「

3 7
3 8
3 8
3 9
3 9
4 0
4 0
4 1
4 2

に、

4 6
4 6
4 7
4 7
4 8

」

4 3
4 4
4 5
4 6
4 7

」

「

3 0
3 1
3 2
3 3
3 3
3 4
3 4
3 5
3 5
3 6

」

「

2 9
3 0
3 0
3 1
3 1
3 2
3 2
3 3
3 4
3 5

」

を

に改め、同表 6 中

「

5 8
5 9
6 0
6 1
6 1
6 2
6 2
6 3
6 3
6 4

」

「

5 7
5 8
5 8
5 9
5 9
6 0
6 0
6 1
6 2
6 3

」

を

に改める。

別表第7備考以外の部分中「307,800」を「309,200」に、

「

304,500
301,200
297,900
294,600
291,300
277,500
263,500
250,000
236,100
222,400
204,800
187,700
170,400
152,800
134,800
116,500
98,600
72,600
48,300

」

を

「

305,900
302,600
299,300
296,000
292,700
279,700
265,700
252,200
238,300
224,600
207,000
189,900
172,600
155,000
137,000
118,700
100,800
76,200
51,900

」

に、「50,500」を「51,100」に、

「

48,700
46,900
45,100
43,300
41,500

」

「

49,300
47,500
45,700
43,900
42,100

」

39,700
37,900
36,100
34,700
33,300
31,900
30,500
29,100
27,700
26,300
25,700
25,100
24,100
23,500
22,900
22,300
21,700
20,900
20,600
20,200
19,600
18,700
17,800
17,100

を

40,300
38,500
36,700
35,300
33,900
32,500
31,100
29,700
28,300
26,900
26,300
25,700
24,700
24,100
23,500
22,900
22,300
21,500
21,200
20,800
20,200
19,300
18,400
17,700

に改める。

（京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則の一部改正）

第2条 京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則（令和5年3月1日京都市規則第58号）の一部を次のように改正する。

「

」

第2条のうち別表第6 1の改正規定中

58
59
60
61
61
62
62
63

を

57
58
58
59
59
60
60
61

」

」

「

「

34
35
36
37
38
39
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45
46

に改め、同表5の改正規定中

を

33
34
34
35
35
36
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46

に、

」

」

30		29
31		30
32		30
33		31
33	を	31
34		32
34		32
35		33
35		34
36		35

に改め、同表6の改正規定中

54		53
55		54
56		54
57		55
57	を	55
58		56
58		56
59		57
59		58
60		59

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の京都市職員給与条例施行細則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（号給の決定に関する経過措置）

3 令和5年4月1日から改正後の規則の施行の日の前日までの間において、昇格により号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による昇格後の号給がこの規則による改正前の京都市職員給与条例施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定による昇格後の号給に達しないものの当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則による号給とする。

（その他の経過措置）

4 前2項に定めるもののほか、京都市職員給与条例等の一部を改正する条例（令和5年12月22日京都市条例第32号）及びこの規則の施行に関し必要な経過措置は、市長又は任命権者が定める。

（行財政局人事部給与課）